

町の掲示板

子ども教育課

☎ 932-1459 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線241)

小・中学校の指定学校 変更申請について

町内の小・中学校に就学する学校の区域は、住民登録をしている住所（行政区）で決められています。しかし、特別な理由で変更を希望する場合は、申請により学校を変更することができます。

来年4月からの変更を希望する人は、以下の要領で必ず期間内に申請してください。特に、来年4月に新小学1年生・新中学1年生になる人は、新入学などの準備もありますので期間を厳守してください。この結果は、来年2月中旬までにご自宅に郵送で通知します。なお、変更が認められない場合もあります。

また、来年4月に新小学1年生・新中学1年生になる子どもを持つ保護者あてに1月中旬に入学通知書を送付します。1月末ごろになっても手元に届かない場合はご連絡ください。

- ▶ **受付期間** 平成26年1月10日(金)～16日(木)
- ▶ **受付時間** 8時30分～17時15分(土日祝日を除く、1月15日(水)は20時まで受付)
- ▶ **申込先** 子ども教育課
- ▶ **必要なもの** 印鑑

総務課

☎ 932-1152 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線315)

平成26年度臨時職員 登録者募集

一時的に事務量が增大したときなどに速やかに対応するため、臨時職員登録制を実施しています。職員の補充が必要になったときは選考の上、この登録者の中から採用します。

※登録されても登録者全員に雇用があるとは限りませんので、ご了承ください。
※平成25年度に登録している人で引き続き登録する人も、改めて登録が必要です。

- ▶ **対象者** 高校卒業程度の学力を有する人
- ▶ **職種および賃金**

募集職種	賃金
一般事務・図書館事務 ・給食調理員	5,800円/日
保健師(要資格)	8,200円/日
保育士・幼稚園教諭 (各職種とも要資格)	6,700円/日
栄養士(要資格)	7,000円/日

- ▶ **勤務時間** 原則8時30分～17時15分
 - ▶ **有効期限** 平成27年3月31日
 - ▶ **申込方法** 総務課備え付けの臨時職員登録申請書を総務課に提出してください。
 - ▶ **受付時間** 平日8時30分～17時15分
- ※ただし、土日祝日および年末年始を除きます。

年末年始の各施設閉館および休業期間

施設	期間	施設	期間
役場	12月28日(土)～1月5日(日)	ほたるの湯	12月28日(土)～1月6日(月)
アザレアホール須恵	12月29日(日)～1月3日(金)	コミュニティバス	12月28日(土)～1月3日(金)
カルチャーセンター	12月29日(日)～1月3日(金)	若杉の森運動公園	12月28日(土)～1月4日(土)
久我記念館	12月28日(土)～1月4日(土)	スポーツ公園(卓球場・弓道場・テニスコート)	12月28日(土)～1月3日(金)
歴史民俗資料館	12月25日(水)～1月10日(金)	武道場、健康広場、あおば会館、西体育館、山の神広場	12月28日(土)～1月3日(金)
地域活性化センター	12月28日(土)～1月5日(日)	町立図書館については、22ページをご覧ください。	
自然食普及センター	12月28日(土)～1月5日(日)		

国民年金保険料 免除期間・納付猶予期間がある人へ

追納をお勧めします!
国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた人と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

例えば

20歳から10年間(120月)納付猶予を受けていたAさん(30歳)。Aさんが追納する場合としない場合とで将来貰える年金額を比較してみましょう。

※60歳まで保険料の未納がないものと仮定します。

①追納しなかった場合	②120月分を追納する場合
786,500円/年 × $\frac{\text{納付月数}(360\text{月})}{\text{加入月数}(480\text{月})}$	786,500円/年(月額65,541円)
= 589,875円(月額約49,156円)	年額196,625円(月額16,385円) 増える!

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める(追納)ことができます(ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます)。

注意

- 一部免除(4分の3・半額・4分の1免除)を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていない場合は追納はできません。
 - 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
 - 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より古い月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
 - 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、古い月分から納めることとなります。
 - 「法定免除・申請免除期間」の中では、古い月分から納めることとなります。
- ▼ **問合せ先**
東福岡年金事務所
☎ 651-7967

「オアシス運動」で明るい須恵町に

地域の皆さんが声をかけ合い、より明るく和やかな潤いある家庭や、すみよい地域をつくりましょう。

オ・おはようございます
ア・ありがとうございます
シ・しつれいします
ス・すみませんでした



町内でオアシス運動を展開

福岡共同公文書館 第3回企画展 時代とともに発展した福岡県の交通 〜鉄道軌跡を中心に〜



鉄道網が発達した背景や福岡県における近代交通システムの形成と発展について、当館に移管された特定歴史公文書や行政資料をもとに紹介します。九州の玄関口として、近代以降めまぐるしい変化と発展を遂げた福岡県。産業や人々の生活に決定的な変化をもたらした、鉄道、空港、港湾、道路といった各交通システムは、どのように生まれ、発展していったのでしょうか。交通史を通して、福岡県の近代を振り返ってみませんか。

▼ **期間** 平成26年1月7日(火)～平成26年3月23日(日)

▼ **開館時間** 9時～17時

▼ **休館日** 月曜日、祝日(ただし、その日が月曜日にあたるときは、その翌日)

- ▼ **観覧料** 無料
- ▼ **場所** 福岡共同公文書館1階展示室
- ▼ **問合せ先** 福岡共同公文書館(筑紫野市上古賀1丁目3の1)
☎ 919-6166
http://kobunsyokan.pref.fukuoka.lg.jp/